

写

いわき基署発0419第2号
令和4年4月20日

事業主各位

いわき労働基準監督署長

総合的な安全衛生管理の実施について(要請)

時下益々御清栄のことと拝察申し上げます。

さて、いわき市においては、令和3年から本年にかけて、労働災害が増加する傾向にあり、特に本年3月以降、死亡労働災害や重傷を伴う労働災害が続発しています。

さらに、事業場において労働災害が発生し、協力業者の労働者が重傷を負ったにも関わらず、迅速な病院搬送や再発防止対策の検討等の適切な対応がとられないままこれを放置し、労働基準監督署への報告が大幅に遅延する「労災かくし」疑い事案も複数発生しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

これらの背景として、発注者や元方事業者と請負業者・協力企業との意思疎通や情報の共有が不十分であること、作業現場におけるコミュニケーションが不足していること等、企業における安全衛生にかかる総合的なマネジメントが不十分であることが懸念されるところです。

つきましては、貴社におかれましてもこれらの趣旨をご理解いただき、下記の事項を含む総合的な安全衛生管理の実施状況について点検の上、所要の整備を行っていただきますよう、ここに要請いたします。

記

1. 協力企業や請負業者（以下協力企業等という）が構内において作業を行う企業にあつては、「元方事業者による総合的な安全管理のための指針」に基づき安全衛生管理を実施するとともに、協力企業等が参画し、情報の共有や意思の疎通が円滑に行われる体制が構築されていること。

2. 協力企業等が行う安全衛生活動について指導・支援するとともに、構内において協力企業等が作業を行うに当たっては、関係法令が遵守されているか、実効性のあるリスクアセスメントや危険予知活動が実施されているか等について、パトロールや安全衛生活動報告等により把握できる体制が構築されていること。
3. 労働災害が発生した場合の事業主等に対する即時報告及び被災労働者の医療機関への受診、労災手続の実施体制が構築されていること。
4. 既往症を持つ労働者が被災した際に、既往症が起因となって重症化することがあることから、一般定期健康診断の受診及び健診結果に基づく健康管理の実施について指導されていること。また健診後に「要精検」「要治療」などの労働者に対して再検査等の受診勧奨など事後措置が図られていること。
5. 工場設備等の工作物について修繕や改修・解体を行うに当たっては、施工業者に対し、当該設備の危険性や安全作業のための留意事項について作業者に徹底させること。また、石綿の有無に関する情報を確実に提供するとともに、石綿含有の有無に関する調査及び除去等が法令を遵守して行えるよう、費用や工期、作業方法について配慮すること。